

日鳥協発第26-15号  
平成26年4月14日

関係会員 各位

一般社団法人 日本食鳥協会  
会長 芳賀 仁  
(公印省略)

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化及び高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置について

平成26年4月13日付けで農林水産省消費・安全局長から各都道府県知事宛に熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化についてが通知されたのでお知らせします(別紙1)。

また、当協会として、関係方面からの情報収集及び伝達、他機関との連携、対策の支援とその推進、国機関等への要請等を迅速かつ積極的に推進する体制を執るため対策本部を設置しました(別紙2)。

関係会員におかれましては、農場及び農場周辺の調査等により、異常がないことを確認するとともに、消毒の徹底及び鳥の斃死等の早期発見及び防疫機関への早期通報をお願いします。



26消安第312号

平成26年4月13日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

## 熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、熊本県内の肉用鶏農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨、熊本県に対して通報があり、遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、熊本県は高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまでも、本病の防疫については、防疫指針や「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成25年9月6日付け25消安第2884号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っていただいているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

## 記

## 1 家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 熊本県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供
- (2) 飼養する家きんの異常の有無の確認と異常家きん発生時の早期通報の徹底指導
- (3) 強化通知の立入検査において指導改善中の農場を中心に、野生動物の侵入防止及び農場出入口での消毒の徹底など飼養衛生管理基準の徹底指導と当該農場における遵守状況の再確認

## 2 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、円滑な防疫措置に遺漏がないよう、消毒薬等の防疫資材の準備状況を再確認し、必要な手当を行うとともに、本病発生時の通報・連絡体制を再確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階の危機管理体制について、再点検を行うこと。

## 3 適確な初動対応の徹底について

異常家きんの通報があった場合には、防疫指針第4に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。

平成26年4月14日

## 高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置について

一般社団法人 日本食鳥協会  
高病原性鳥インフルエンザ対策本部  
本部長 芳賀 仁

## (目的)

- 1 熊本県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、関係方面からの情報の収集及び伝達、他機関との連携、対策の支援とその推進、国機関等への要請等を迅速かつ積極的に推進する体制を執るため対策本部を設置する。

## (所掌分担)

- 2 対策本部の所掌分担は、次のとおりとする。
  - (1) 会長は、対策本部長として対策本部を統括し、対策本部を指揮する。  
また、対外的な要請等を行う。
  - (2) 専務理事は、国及び関係機関等との情報収集及び提供を行う。  
対外的な要請等の事務的な業務を行う。  
会長を補佐し、会長に不都合がある時はその職務を代理する。
  - (3) 事務局長は、支部及び会員との情報交換（収集と提供）、会員からの相談等に対応する。  
また、必要に応じ対策の支援（補助事業「緊急時の鶏肉処理体制整備等事業」の推進）を行う。
  - (4) 調査役は、対策本部の事務的な運営（書類の整理、会議、出張等）、補助事業の推進（副）、支部及び会員との情報交換（副）等を行う。
  - (5) 情報の収集（農林水産省のHP、全国紙、業界紙、支部からの情報）とその整理、供覧、提供、保存等は、職員が行う。
  - (6) 情報を全員が共有し、基本的な事項について全員が理解しておく。
- 3 マスコミ等対応について
  - (1) マスコミ（新聞、放送局、業界紙等）対応は、原則として専務理事が行う。  
高所大所からの質問については、一時保留し、会長と協議の上、回答する。
  - (2) 専務理事が不在の時は、事務局長が対応する。
  - (3) 基本的事項で、事実関係の質問には、相手方を確認の上、対応者が回答して良い。ただし、質問があったことを専務理事又は事務局長に報告する。
- 4 その他  
その他、対策本部の運営で検討すべき事項が生じた時は、会長、専務理事及び関係者間で対応方針を決める。